

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤の専務理事とは、専務理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤の専務理事に対して、その職務の対価として、別表の俸給表に基づき定例報酬を支給することができる。

- 2 常勤の専務理事の退職にあたっては、第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 3 非常勤の理事及び監事に対して、理事会・常任理事会・総会等の出席、監事監査の報酬として、1回当たり5,000円(源泉所得税控除後の本人手取額)を支給することができる。

(定例報酬の決定)

第4条 常勤の専務理事の定例報酬は、別表の俸給表の月額に12を乗じて得た金額に基づく年俸制とし、報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 定例報酬は、毎月25日(支給日が休・祭日に当たる場合はその前日)に所得税・住民税・社会保険料を控除した上で、振込により支給するものとする。

- 2 第3条第3項の報酬は、月末に所得税を控除した上で、振込又は現金により支給するものとする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤の専務理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤の専務理事に対する退職慰労金は、在職期間中の俸給表に基づき、各年度に支給された定例報酬月額に相当する金額(在職1年につき1ヵ月分の定例報酬月額)を合算して得られた額を上限として理事会にて決定する。
- 3 前項の定例報酬月額が年度の途中で変更となる場合においては、変更前の定例報酬月額と変更後の定例報酬月額を加重平均して算出した定例報酬月額を適用するものとする。
- 4 第2項の在職期間のうち、1年に満たない月数については、定例報酬月額を12で除した金額に、1年に満たない月数を乗じて算定した額を合算するものとする。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤の専務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人が公益認定を受けた日より施行する。

附則

第3条第3項及び第5条第2項の変更は、令和3年6月9日(総会で決議があった日)より施行する。

(別表) 俸給表 (単位:円)

号俸	月額
1	350,000 円
2	400,000 円
3	450,000 円
4	500,000 円
5	550,000 円
6	600,000 円
7	650,000 円
8	700,000 円
9	750,000 円
10	800,000 円
11	850,000 円

※定例報酬は、上記の月額に 12 を乗じて得た金額に基づく年俸制とする。